

4. 茨城県スキー連盟限定 スキー教室賠償責任保険(教室賠償保険)

(対象:正・準指導員・認定スキー指導員・パトロール)

【S04】

1. 保険の対象となるのは

日本国内の茨城県スキー連盟主催の行事や茨城県スキー連盟からの派遣講師が指揮する講習会・競技会において、指導者の過失により、講習生自身や講習生が第三者に対し身体に損害を与えた場合の損害賠償、さらに主催者として茨城県スキー連盟にも被害者に対して賠償金・応急処置などの費用や、訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用報酬などの支払いを求められるケースがあります。

この保険では、このような賠償金や賠償事故に伴う諸費用を保険金としてお支払いします。

なお、(1)スノーボード教室での事故(茨城県スキー連盟行事・クラブ活動中に限る)についても、指導者に賠償責任がある場合に支払い対象となる。(2)行事・クラブ活動以外で指導を行い事故が発生し、指導者及び茨城県スキー連盟に賠償責任がある(指導にミスや欠陥があった)と判断された場合も支払い対象となる。

尚、プライベートな指導等における事故対応については、皆様方で「傷害補償・賠償保険」への加入をお勧めします。(茨城県スキー連盟限定スキー教室賠償責任保険の支払い対象になりません)

2. お支払いできないのは

- (1) 契約者、被保険者の故意によって生じた責任
- (2) 争乱、暴動などに類似の事変や天災(地震、噴火、天候などによる自然事変)に起因する責任
- (3) 被保険者が他人との間に損害賠償の特別な約定がある場合、その約定によって加重された責任

3. お支払いの額: 1事故あたり2億円が限度で、免責金額(自己負担金)は1事故あたり、1万円です。

4. 予定保険料 : 予定額 1,000 円【保険料については昨今状況から10月中旬確定予定です】

※保険料が確定次第、茨城県スキー連盟ホームページでお知らせします。

5. 保険期間 : 2023 年 12 月 1 日(午後 4 時)から 1 年間

6. 申し込み方法: ※申込先と振込先が変わりました。また、メールでの申込も受け付けます。

申 込 先 E-mail: nori0915taka@gmail.com

郵送の場合: 〒311-4143 水戸市大塚町1053-2

茨城県スキー連盟安全対策部 高瀬 勝則

問合せ、連絡先: 電話 090-7211-7602 E-mail: nori0915taka@gmail.com

振 込 先 常陽銀行 赤塚支店 普通 1514820

口座名義 茨城県スキー連盟安全対策部 高瀬勝則

- (1) 所属クラブ単位で、指導員、準指導員、認定指導員、パトロールの順に記入ください。
- (2) なお、所属の指導員会支部経由でも加入できます。
- (3) 申込用紙(便覧巻末)の資格欄に、県連登録番号(正指123、準指123)、認定指導員については取得年度と番号(例:平成10、123)を記入し、保険料振替書のコピーを添付又は郵送ください。
- (4) 認定指導員は、茨城県スキー連盟に登録された会員のみが加入できます

申込用紙は巻末をコピーして、ご利用いただくか、下記の URL 又は、QR コードより、ダウンロードしてご利用下さい。

安全対策部・茨城県スキー連盟 (ski-ibaraki.jp)

URL <https://ski-ibaraki.jp/category/anzen/>



7. 申込み締切日 2023 年 10 月 30 日必着

8. 補償内容のお問い合わせ・事故の受付

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 茨城支店水戸支社

〒310-0021 茨城県水戸市南町 2-6-10 水戸証券ビル 5 階 TEL:029-224-3355

取扱代理店 有限会社 ファトラ

〒315-0023 石岡市東府中 2-2

瀧田卓也 TEL:0299-56-3833 FAX:0299-56-3822

※本件は、本保険の概要を記したものです。運営は、当該保険約款に準じます。

詳細は、取扱い代理店までご照会ください。

※ 三井住友海上事故受付センター TEL 0120-258-189

4. 茨城県スキー連盟限定 スキー教室賠償責任保険(教室賠償保険)

(対象:正・準指導員・認定スキー指導員・パトロール)

【S04】

1. 保険の対象となるのは

日本国内の茨城県スキー連盟主催の行事や茨城県スキー連盟からの派遣講師が指揮する講習会・競技会において、指導者の過失により、講習生自身や講習生が第三者に対し身体に損害を与えた場合の損害賠償、さらに主催者として茨城県スキー連盟にも被害者に対して賠償金・応急処置などの費用や、訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用報酬などの支払いを求められるケースがあります。

この保険では、このような賠償金や賠償事故に伴う諸費用を保険金としてお支払いします。

なお、(1)スノーボード教室での事故(茨城県スキー連盟行事・クラブ活動中に限る)についても、指導者に賠償責任がある場合に支払い対象となる。(2)行事・クラブ活動以外で指導を行い事故が発生し、指導者及び茨城県スキー連盟に賠償責任がある(指導にミスや欠陥があった)と判断された場合も支払い対象となる。

尚、プライベートな指導等における事故対応については、皆様方で「傷害補償・賠償保険」への加入をお勧めします。(茨城県スキー連盟限定スキー教室賠償責任保険の支払い対象になりません)

2. お支払いできないのは

- (1) 契約者、被保険者の故意によって生じた責任
- (2) 争乱、暴動などに類似の事変や天災(地震、噴火、天候などによる自然事変)に起因する責任
- (3) 被保険者が他人との間に損害賠償の特別な約定がある場合、その約定によって加重された責任

3. お支払いの額: 1事故あたり2億円が限度で、免責金額(自己負担金)は1事故あたり、1万円です。

4. 予定保険料 : 予定額 1,000 円【保険料については昨今状況から10月中旬確定予定です】

※保険料が確定次第、茨城県スキー連盟ホームページでお知らせします。

5. 保険期間 : 2023 年 12 月 1 日(午後 4 時)から 1 年間

6. 申し込み方法: ※申込先と振込先が変わりました。また、メールでの申込も受け付けます。

申 込 先 E-mail: nori0915taka@gmail.com

郵送の場合: 〒311-4143 水戸市大塚町1053-2

茨城県スキー連盟安全対策部 高瀬 勝則

問合せ、連絡先: 電話 090-7211-7602 E-mail: nori0915taka@gmail.com

振 込 先 常陽銀行 赤塚支店 普通 1514820

口座名義 茨城県スキー連盟安全対策部 高瀬勝則

- (1) 所属クラブ単位で、指導員、準指導員、認定指導員、パトロールの順に記入ください。
- (2) なお、所属の指導員会支部経由でも加入できます。
- (3) 申込用紙(便覧巻末)の資格欄に、県連登録番号(正指123、準指123)、認定指導員については取得年度と番号(例:平成10、123)を記入し、保険料振替書のコピーを添付又は郵送ください。
- (4) 認定指導員は、茨城県スキー連盟に登録された会員のみが加入できます

申込用紙は巻末をコピーして、ご利用いただくか、下記の URL 又は、QR コードより、ダウンロードしてご利用下さい。

安全対策部・茨城県スキー連盟 (ski-ibaraki.jp)

URL <https://ski-ibaraki.jp/category/anzen/>



7. 申込み締切日 2023 年 10 月 30 日必着

8. 補償内容のお問い合わせ・事故の受付

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 茨城支店水戸支社

〒310-0021 茨城県水戸市南町 2-6-10 水戸証券ビル 5 階 TEL:029-224-3355

取扱代理店 有限会社 ファトラ

〒315-0023 石岡市東府中 2-2

瀧田卓也 TEL:0299-56-3833 FAX:0299-56-3822

※本件は、本保険の概要を記したものです。運営は、当該保険約款に準じます。

詳細は、取扱い代理店までご照会ください。

※ 三井住友海上事故受付センター TEL 0120-258-189